

北本市市民公益活動推進計画(令和5年度から令和9年度)の策定について

1 策定の趣旨

現行計画の計画期間終了後も引き続き、北本市自治基本条例に規定されている「公益的活動の支援」を体系的かつ計画的に進め、「参画」「協働」とともに一体的に推進することにより「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」の実現を目指します。

2 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

3 計画の対象

現に市民公益活動を実践している団体(NPOやボランティア団体等)や市民並びに市民公益活動に現に関わっていない市民を対象とします。

4 計画書の構成

- (1) 計画の概要(計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間等で構成)
- (2) 市民公益活動の理念・定義(市民公益活動の定義、特性等で構成)
- (3) 現状と課題(市民アンケートや団体へのアンケート等から見える課題、現行計画の施策の実施の有無等)
- (4) 施策の内容(市民公益活動を支援・推進する施策の内容)
- (5) 計画の推進(計画の推進体制等)

5 スケジュール

7月～8月 アンケート実施

10月～11月 庁内検討委員会で計画案の検討

1月～2月 パブリックコメントの実施

(現行計画策定時と同様のスケジュール)